

## 議案第 1 号

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 1 3 日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 上村 崇

### 提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、令和 8 年度保険料から、保険料の賦課額を後期高齢者医療に要する費用に充てる基礎賦課額及び子ども・子育て支援納付金の納付に充てる子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額とするとともに、基礎賦課額、子ども・子育て支援納付金賦課額の双方について、賦課限度額、均等割額及び所得割率を設定する等の必要があるので提案する。



## 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条中「所得割額及び被保険者均等割額」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第18条第1項第1号イに規定する基礎賦課額及び同号ロに規定する子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項の基礎賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る基礎賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

3 第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

第5条の見出しを「(基礎賦課額の所得割額の算定)」に改め、同条第1項中「前条の」を「前条第2項の基礎賦課額の」に、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）」を「令」に、「所得割率」を「この条、第7条及び第8条において「所得割率」に改め、同項ただし書中「賦課額」を「基礎賦課額」に改める。

第6条の見出しを「(基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)」に改め、同条第1項中「第4条」を「第4条第2項の基礎賦課額」に改め、同条第2項中「前項の」の右に「基礎賦課額の」を加える。

第7条の見出しを「(基礎賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)」に改め、同条中「所得割率」を「第4条第2項の基礎賦課額の所得割率」に改め、「算定された」の右に「基礎賦課額の」を加える。

第8条及び第9条を次のように改める。

(基礎賦課額の所得割率)

第8条 令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の所得割率は、100分の10.15とする。

(基礎賦課額の被保険者均等割額)

第9条 令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、59,590円とする。

第9条の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第9条の2 第4条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下この条、第9条の4及び第9条の5において「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、第4条、この条本文及び次条から第9条の6までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該子ども・子育て支援納付金賦課額が、第10条の2に定める子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額を上回ることが確実にであると見込まれる場合には、施行規則第86条の2の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) 第12条の2第2号に規定する所得割総額

(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則第86条の3で定めるところにより算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

4 第1項の所得割額を算定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定)

第9条の3 第4条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第12条の2第2号に規定する被保険者均等割総額を当該年度の被保険者の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第9条の4 第4条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、広域連合の全区域にわたって均一とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率)

第9条の5 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率は、100分の0.25とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額)

第9条の6 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、1,350円とする。

第10条を次のように改める。

(基礎賦課額の賦課限度額)

第10条 第4条第1項の基礎賦課額は、850,000円を超えることができない。

第10条の次に次の1条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額)

第10条の2 第4条第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、21,000円を超えることができない。

第12条の見出しを「(基礎賦課総額)」に改め、同条中「賦課額」を「基礎賦課額」に、「第4条から第10条まで」を「第4条第2項、第5条から第9条まで及び第10条」に、「賦課総額」を「基礎賦課総額」に改め、同条第1号中「とする」を「であること」に改め、同号イ中「執行に要する費用」の右に「及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用」を、「収入の額」の右に「(法第95条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額の120分の1に相当する額を除く。)」を加え、同条第2号中「保険料の額」を「基礎賦課額」に、「とする」を「であること」に改め、同条第3号中「すべて」を「全て」に、「とする」を「であること」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第12条の2 法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額(第14条又は第15条に規定する基準に従い第4条第3項、第9条の2から第9条の6まで及び第10条の2の規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、次のとおりとする。

(1) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額を前条第1号の予定保険料収納率で除して得た額であること。

ア 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

イ 法第95条の規定による調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用(子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用(子ども・子育て支援納付金の納付に係る事務の執行に要する費用を除く。))に限る。)のための収入の額(同条第2項に規定する負担対象総額の見込額の総額の12分の1に相当する額を除く。)の合計額

(2) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に

相当する額に、当該年度の被保険者の所得の平均額を全ての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額で除して得た率（小数点以下第11位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額であること。

第14条第1項第1号中「令第18条第4項第1号」を「令第18条第5項第1号」に改め、同項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改める。

第20条中「保険料の所得割額」を「第4条第2項の基礎賦課額の所得割額及び同条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（令和8年度及び令和9年度における保険料の減額の特例）

第3条 令和8年度及び令和9年度における改正後の条例第14条第1項第1号の区分の被保険者に係る被保険者均等割額（改正後の条例第4条第2項に規定する基礎賦課額に係る被保険者均等割額に限る。以下同じ。）については、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に100分の2を乗じて得た額を減ずる。

